

## 政治獻金裁罰確定案件違法類型

97年8月1日至112年12月31日止

新臺幣：元

序號	違反政治獻金法條文規定	件數	裁罰金額
1	第5條	1	2,800,000
2	第6條	1	100,000
3	第7條第1項	5	463,000
4	第7條第1項第1款	-	-
5	第7條第1項第2款	24	7,510,280
6	第7條第1項第3款	448	59,532,715
7	第7條第1項第4款	-	-
8	第7條第1項第5款	7	1,374,000
9	第7條第1項第6款	13	398,500
10	第7條第1項第7-9款	124	40,153,000
11	第10條第2項	6	1,392,000
12	第14條第1項	22	1,694,400
13	第14條第2項	10	3,340,000
14	第15條第1項	196	71,449,418
15	第18條第1、3項第1款	734	68,124,940
16	第18條第1、3項第2款	47	18,128,200
17	第18條第1、3項第3款	5	1,895,000
18	第20條	1	60,000
19	第21條第1項	73	20,240,290
20	第21條第2項	-	-
21	第21條第3項	3	1,200,000
22	第22條第1項	1	67,000
23	第23條第1項	1	1,200,000
24	第23條第2項	1	5,464,000
25	其他（97年8月13日修法前之第5條）	1	6,960,000
	合計	<b>1,724</b>	<b>313,546,743</b>

註：政治獻金法107年6月20日修正公布後，原條文第18條第2項調整為第18條第3項。